

「第5回教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議(非公開)」
議事概要

<自治体からの意見>

- ・ 検証が必要な事故が起きた場合、その内容により必要とされる専門的な見地が異なるであろうとの観点から、検証委員会を常設とはせず、その都度人選して委員会を設置する方式とした。
- ・ 事故発生から数年が経過した後の検証であったため、当事者間で事実認識が異なる点が多かったこと、また、民事で係争中の案件であったことから、当事者それぞれの事実認識について併記する形で報告書を取りまとめた。
- ・ 検証を始めるに当たり情報収集を始めた当初、各機関へ資料提供を依頼したところ、第三者による情報公開請求では個人情報を含む文書は開示できないとのことであったが、民事訴訟法に基づく手続きを地方裁判所に行ったところ、多くの資料を入手することができた。
- ・ 検証は、保育事故の再発防止という視点であって、責任追及や処罰感情を満たすためのものではない。捜査権が付与されているものでもないため、必ずしも事実認定を行う必要はないとの理解の下に報告書のとりまとめを行った。
- ・ 再発防止策として、児童の健康状態について、保護者と施設の双方が把握・共有することが重要であり、紙媒体等で記録を残し保護者に確認を行う等、可能な限り正確かつ細やかな情報の把握に努めること 事故防止や危機管理に関して、職員間での共通理解や体制を構築する必要があること。あわせて研修や訓練等を通じて習熟度を高めること 客観的な検証について、万一事故が発生した際の検証材料となるよう、また、映像を通じて日ごろの保育を振り返り、保育の質と安全を高めていくためにも、事故防止のためのビデオカメラの設置を促進していくことが必要。

<委員からの意見>

- ・ 当事者間で認識の不一致があった場合、事実認識をすり合わせていくことが課題であるというが、こういった場合の事実認定はほとんど出来ないのではな

いか。

- ・現在、感染症対策ガイドラインの見直しが行われているが、小さな子供は、日頃から風邪気味であったりお腹の調子が良くない日が続くことはよくあるが、それらとインフルエンザや胃腸炎、ノロとの診察結果では対応が大きく異なる。日頃の体調管理や衛生管理の事と感染症対応の事、それぞれの判断が難しく、保育士も親も困っている。こうした悩みに対応できるものにしてほしい。

(以上)